

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書

年 月 日

蕨市長 あて

介護支援専門員氏名

事業所名（事業所番号）

届出者

()

管理者氏名

電話番号

蕨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第14条第20号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた居宅サービス計画を届け出ます。

被保険者 氏名		被保険者 番号				
訪問介護（生活援助中心型）の回数	要介護度 （○をつける）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	計画上の回数 （回／月）					
	基準回数	27回	34回	43回	38回	31回
届出の事由 （該当に ○）	1 新規に居宅サービス計画を作成したため。 2 要介護認定の更新後、初回の居宅サービス計画を作成したため。 3 要介護度の変更に伴い、訪問回数が基準回数以上になったため。 4 居宅サービス計画を変更し、訪問回数が基準回数以上になったため。					
基準回数以上となった理由とその効果						
管理者意見						

＜添付書類チェック＞

チェック	提出書類	備考
	居宅サービス計画書(1)「第1表」	利用者へ交付し、署名があるものの写し
	居宅サービス計画書(2)「第2表」	訪問介護以外のサービスも含め全てのページ
	週間サービス計画表「第3表」	
	サービス担当者会議の要点「第4表」	
	居宅介護支援経過「第5表」	生活援助が必要な理由の記載がある箇所のみで可
	サービス利用票「第6表」	実績の記載は不要
	サービス利用票別表「第7表」	
	基本情報（フェイスシート）	
	課題分析表（アセスメントシート）	
	ケアプランに位置付けられた訪問介護計画書	